**○厚生労働省告示第五百五十五号**

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月一日

厚生労働大臣　三井　辨雄

第八の六の三の⑵中「三時間」を「四・五時間」に改める。

**○農林水産省告示第二千四百八号**

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）附則第二条の規定に基づき国有林野の管理経営に関する基本計画を変更したいので、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　国有林野の管理経営に関する基本計画の変更の案の縦覧場所

林野庁国有林野部経営企画課、森林管理局、森林管理局の事務所及び森林管理事務所並びに森林管理署及び森林管理署支署

二　縦覧期間

平成二十四年十一月一日から平成二十四年十二月一日まで

三　意見書

当該計画の変更の案に意見がある者は、次に定めるところにより、農林水産大臣に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

㈠　提出方法及び提出先

ア　郵送による場合

〒一〇〇―八九五二　東京都千代田区霞ヶ関一丁目二番一号

農林水産大臣（林野庁国有林野部経営企画課扱い）宛

イ　ファクシミリ装置による場合

番号　〇三―三五九二―六二五九

農林水産大臣（林野庁国有林野部経営企画課扱い）宛

㈡　提出期限

縦覧期間が終了する平成二十四年十二月一日までに必着

㈢　記載要領

ア　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

イ　意見は、日本語により記載すること。

**○農林水産省告示第二千四百九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十一月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　佐賀県嬉野市塩田町大字谷所字床浪甲三三三〇、甲三三三一、甲三三三三、甲三三三六、甲三三五三、甲三三五六から甲三三五九の二、甲三三六〇の一、甲三三七一、甲三三七八、甲三三八〇、甲三六〇四の七、甲三六三二の三、甲三六三五の一、甲三六三七の一、甲三六三七の二、甲三六四〇、甲三六四二の一、甲三六四九の一、甲三六四九の五、甲三六五一、甲三六五八の三、甲三六六五の四、甲三六六六の一、甲三六六六の一二、甲三六六八の三、甲三六七一の一、甲三六七三、甲三六七五、甲三六七九、甲三六八一、甲三六八二の三、甲三六八二の六、字桂尾谷甲三八四七の一、甲三七二二、甲三七二六の一、甲三七二六の二、甲三七二九の一から甲三七二九の七まで、甲三七三八、甲三七三九、甲三七六一の二、甲三七六二の一、甲三七六八の二、甲三七七一、甲三七八一、甲三七八四の一、甲三七八五、甲三七八六、甲三七八八から甲三七九一まで、甲三七九三から甲三七九六まで、甲三八〇七から甲三八一二まで、甲三八一四、甲三八一七の一から甲三八一七の三まで、甲三八一八から甲三八二〇まで、甲三八二一の一、甲三八二二、甲三八二四、甲三八二六、甲三八二七、甲三八二九から甲三八三三まで、甲三八三五、甲三八四五の三、甲三八四七の四、甲三八四八から甲三八五一まで、甲三八五八、甲三八六三の二、甲三八六四の一、甲三八六五の一、甲三八六六の一、甲三八六九の二、甲三八七〇の一、甲三八七一の一、甲三八七二、甲三八七四の二、甲三八七八の一、字重岩丙二七の一、丙二七の二、字牛ノ木庭丙五七の二、字殿ノ平丙七七、字月ノ坂丙五〇九、字石指丙二一四、丙二一六の六、字針耳頭丙二〇一の二、字大山谷甲三八九の一、甲三八九〇から甲三八九二まで、甲三九一七、甲三九一九、甲三九二七、甲三九三〇、甲三九四四、甲三九四五、甲三九四六の一、甲三九五一、甲三九五三、甲三九六〇の一、甲三九六一から甲三九六三まで、甲三九六五、甲三九六七、甲三九六九、甲三九七一から甲三九七三まで、甲三九七七の一、甲三九七七の二、甲三九七八の一、甲三九七八の二、甲三九七八の三、甲三九七八の五、甲三九七九の二、甲三九八二、甲三九八五の一、甲三九八五の二、甲三九八六、甲三九九三から甲三九九五まで、甲三九九九、甲四〇一〇から甲四〇一三まで、甲四〇一六、甲四〇一八、甲四〇二二の一、甲四〇二三の一、甲四〇三六、甲四〇四一の一、甲四〇四一の二、甲四〇四一の四、甲四〇四三の一、甲四〇四四の一、甲四〇四四の三、甲四〇四五から甲四〇四八まで、甲四〇五二の一、甲四〇五二の二、甲四〇五四、甲四〇五六から甲四〇五八まで、甲四〇五九の一、甲四〇六一の一、甲四〇六四から甲四〇六七まで、甲四〇六九、甲四〇七一の二、甲四〇七一の三、甲四〇七二の一から甲四〇七二の五まで、甲四〇七二の八、甲四〇七二の一〇、甲四〇七三の一、甲四〇七三の二、甲四〇七三の五、甲四〇七四、甲四〇七五の一、甲四〇七五の二、甲四〇七六、甲四〇七六の一、甲四〇七七の二、甲四〇八三、甲四〇八四の一、甲四〇八五の一、甲四〇八五の三、甲四〇八七の一、甲四〇八九の一、甲四〇九〇の一、甲四〇九五の二、甲四〇九八、甲四〇九九、甲四一〇〇の一、甲四一〇一の二、甲四一〇六の三、甲四一〇七の二、甲四一一六、甲四一二一の二、甲四一二三の一、甲四一二三の三、甲四一二九、甲四一三〇、甲四一三三、甲四一三五の一、甲四一三五の三、甲四一三六の一、甲四一三六の三、甲四一三七、甲四一四一、甲四一四二の一、甲四一四三の一、甲四一四三の三、甲四一四四の二、甲四一四五、甲四一四九、甲四一五一、甲四一五三の一、甲四一五五、甲四一五六、甲四一六五、甲四一六七、甲四一六八、甲四一七四、甲四一七七の一、甲四一八三の一、甲四一八五、甲四一八六の一、甲四一八六の二、甲四一八七の一、甲四一八八の一、甲四一八八の二、甲四一八九の一、甲四一九〇の一、甲四一九一の一、甲四一九一の四、甲四一九一の五、甲四一九二、甲四一九三の一、甲四一九六、甲四二〇〇の一、甲四二〇〇の三、字五本杉甲四二八八、甲四二九〇

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び嬉野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千四百十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十一月一日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県遠賀郡岡垣町大字野間字尾高原三の一（次の図に示す部分に限る。）、大字高倉字大膳塚四四六の一四、四四六の一五、四四六の二二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）